FO-JP-104
2015 年 5 月 21 日

お客様各位

レモジャパン株式会社
TEL：03-5446-5510
FAX：03-5446-5511

LEMO コネクタと紛争鉱物についてのご案内

ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法が、2010 年 7 月 21 日にバラク・オバマ大統領により署名され成立しました。この決議は金融規制の改革に関係しています。
LEMO グループでは、本法律の第 XV 編 雑則や[コンゴ民主共和国(DRC)又は周辺地域の紛争鉱物の情報公開]に対して特に関係があります。

(アメリカの)証券取引委員会は、ある原料の取引がコンゴ民主共和国(DRC)又は近隣地域での武装勢力を助ける事になるかどうか立証し新しい規制を履行する事を担当しています。

私共が特定した紛争鉱物として分類可能な材料は、金と錫(スズ)です。

・全ての LEMO コネクタには金が含まれています。
　金は全ての私共のコンタクトピンをめっき処理する際に使用されています。

・錫(スズ)は、蠟付けやいくつかの特別なコンタクトピンをめっき処理する際や、
　ブロンズ(青銅)やブラス(真鍮)の様なある特定の合金に使用されています。

私共は、これらの原料の供給者と連絡を取り、紛争鉱物に関する報告書を調査しました。
私共が知り得る限り、LEMO 社は紛争地域からの原材料の供給源に関して、この法令と他の規制に準拠しています。

ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法への法令順守を維持する為に、私共は供給者と共にこの取り組みを続けて参ります。
これには、とりわけ法令順守の証拠と同様に供給者データの分析も含んでいます。

詳細は、info@lemo.com に御連絡下さい。

　またご質問・ご不明点は当社営業担当、もしくは技術サポートまでお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

以上

レモジャパン株式会社